

公職選挙法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第一号）による改正後

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 3 6 （略）

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

1 1 6 （略）

2 2 7 （略）

8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

（不在者投票）

第四十九条 （略）

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもの、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。）

3 3 10 （略）

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。））、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 7 (略)

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

9 11 (略)

(命令への委任)

第二百七十二条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な規定は、命令で定める。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第八十五条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

② (略)

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

② (略)

(直接請求)

第二百九十一条の六 (略)

256 (略)

7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。

8 (略)

#### 附則

第二十一条 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

#### ○最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号) (抄)

第五十三条(審査公報の発行) 都道府県の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

#### ○漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) (抄)

(公職選挙法の準用)

第九十四条 公職選挙法第八条(特定地域に関する特例)、第十条第二項(被選挙人の年齢の算定方法)、第十七条(投票区)、第十八条(第一項ただし書を除く。)(開票区)、第二十四条、第二十五条、第三十条(選挙人名簿)、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項(選挙期日)、第六章(投票)(第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。)、第七章(開票)(第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条、第六十八条の二第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の三の規定を除く。)、第八章(選挙会及び選挙分会)(第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。)、第九章(当選人)(第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。)、第一百一条第一項及び第二項(欠けた場合の通知)、第一百六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第一百七条(設置選挙)、第二百九条、第三百十条、第三百十一条第一項及び第二項、第三百十二条から第三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百八条の二、第六十一条第一項、第三項及び第四項、第六十四条の六、第六十六条、第七十条、第七十一条、第十五章(争訟)(第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百一十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四

号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第六項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。）、第二百六十四條の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（委員の解職の請求）

第九十九条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 4 （略）

5 政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

### ○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

第五条 （略）

2 31 （略）

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

33 （略）

（政令への委任）

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

（関係市町村における選挙人の投票）

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならぬ。

25 (略)

6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。

（政令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。